

国港総第524号
令和3年12月21日

各地方整備局特定部局長 殿

港湾局長
(公印省略)

「発注者支援業務標準契約書の制定について」一部改正について

令和3年7月9日に閣議決定（改定）されたサービス改革基本方針により、発注者支援業務等については、現在実施中の事業をもって競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）の対象外となることに伴い、「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成24年1月27日付け国港総第577号の一部を下記のとおり改正し、令和4年4月1日以降に契約を締結する発注者支援業務から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

別冊発注者支援業務標準契約書第45条第7号を削る。

附則に次を加える。

附 則（令和3年12月21日国港総第524号）

本通達は、令和4年4月1日以降に契約をする発注者支援業務から施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。